

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和7年1月30日(木) 午後2時00分から午後3時29分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:26名 欠席:0名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、 林委員、轟木委員、鈴木委員、影島委員、細川委員、 仲井委員、藤森委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学学則の一部改正 (食品栄養科学部)</p> <p>(2) 静岡県立大学大学院学則の一部改正 (薬食生命科学総合学府)</p> <p>(3) 静岡県立大学学位規程の一部改正 (経営情報イノベーション研究科)</p> <p>(4) 2026年度 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士前期課程 (推薦入試・一次募集)、博士後期課程 (一次募集・二次募集) 及び 2025年度 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士後期課程 (秋季入学) 入学者選抜方法の変更</p> <p>(5) 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士前期課程 (二次募集) 及び博士後期課程 (全選抜) 並びに環境科学専攻 博士後期課程 (全選抜) におけるオンライン試験の正式導入</p> <p>(6) 令和8年度 短期大学部入学者選抜 (社会福祉学科・介護福祉専攻) に係る内容変更</p> <p>(7) 令和7年度 冬期休業期間の臨時変更 (静岡県立大学短期大学部)</p> <p>(8) 客員教授等の称号付与の推薦 (薬学部 13件)</p> <p>(9) 客員教授の称号付与の推薦 (経営情報学部 2件)</p> <p>(10) 客員教授等の称号付与の推薦 (食品栄養環境科学研究院 2件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 研究データ管理ポリシーの詳細項目</p> <p>(2) 静岡県立大学発ベンチャーの認定 (第13号)</p> <p>(3) 大学院学生への学長賞授与に係る受賞候補者推薦依頼</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 研究室における秘密情報管理規程整備に係る対応</p> <p>4 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 附属図書館</p> <p>② 短期大学部附属図書館</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 公立大学協会学長会議内容の周知 (北朝鮮関連)</p> <p>(2) 学外委員からの意見</p>		

・ 前回議事録(案)の確認

令和6年12月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 静岡県立大学学則の一部改正 (食品栄養科学部) (説明者: 伊吹委員)

令和6年度末に退職予定の教員が担当する科目について、当該学習内容を他科目で補う体制が整ったため、当該科目を廃止する。また、環境生命科学科は、専門教育科目の履修を促すため、全学共通科目の最低必要修得単位数を減らし、専門教育

科目の最低必要修得単位数を増やす。なお、最低卒業必要修得単位数の総合計は、変更しない。

具体的な改正内容について、4点報告する。

1点目は、環境生命科学科において、別表Ⅰにおける全学共通科目の最低必要修得単位数を14単位から8単位に変更する。

2点目及び3点目は、別表Ⅱにおける食品生命科学科及び栄養生命科学科の専門教育科目選択科目「ヒューマンゲノミクス」（1単位）を廃止し、同専門教育科目選択科目「生物学Ⅱ」で廃止科目の内容を補う体制とする。

4点目は、別表Ⅱの環境生命科学科において、退職予定教員の担当科目「生体遺伝学」、「発生遺伝学」の2科目を廃止し、「基礎生化学」、「細胞生物学」、「動物生理学」、「植物生理学」で廃止科目の内容を補う体制とする。

以上により、専門家教育科目の最低必要修得単位数は、必修科目が2単位減り、選択科目は8単位増えることから、計6単位が増える。一方で、全学共通科目は、6単位減ることから、全体単位数の変更はない。

審議事項（1）について提案のとおり承認された。

(2) 静岡県立大学大学院学則の一部改正（薬食生命科学総合学府）（説明者：眞鍋委員）

現在の薬食生命科学総合学府薬学専攻博士課程の講義科目は、必修科目1科目、選択科目11科目としており、計13研究室が担当しているが、講義科目を担当していない研究室が7つ（講座）あり、当該研究室に所属する博士課程大学院生にとって、自身の専門領域又は関連領域の講義の単位を取得できないという問題があるため、以上の問題に対応するべく、新たに選択科目7科目を新設する。

新設7科目は、「構造生命科学特論」、「先端合成化学特論」、「有機合成化学特論」、「医薬品化学特論」、「薬物治療学応用特論」、「創薬育薬総合特論」、「創薬育薬実践特論」であり、各1単位とする。

その他、現在開講している講義科目名と学則上の科目名が異なっているものが4科目あるため、併せて改正する。

審議事項（2）について提案のとおり承認された。

(3) 静岡県立大学学位規程の一部改正（経営情報イノベーション研究科）

（説明者：竹下委員）

経営情報イノベーション研究科の3ポリシーの改正において、修士及び博士課程の専攻分野学位名称を「学術」に統一することが、令和6年12月教育研究審議会で承認されたため、関連する本規程を一部改正する。

改正内容は、当該規程第2条第2号及び第3号において、経営情報イノベーション研究科の専攻分野の名称を「経営情報学」、「学術」の2つから「学術」のみとする。なお、本規程は令和8年4月1日以降の入学に対して適用するものであり、同年3月31日時点において在学する学生は、「経営情報学」、「学術」のうちのどちらか1つの学位を授与する。

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

(4) 2026年度 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士前期課程（推薦入試・一次募集）、博士後期課程（一次募集・二次募集）及び2025年度 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士後期課程（秋季入学）入学者選抜方法の変更

(説明者：三浦委員)

当該課程の出願資格及び受験科目等の変更を行う。

出願資格は、博士前期課程推薦入試において、出願資格の内容をより詳細な記載に変更する。

受験科目等は、博士前期課程（一次募集）及び博士後期課程（一次募集・秋季入学）の受験科目等の変更並びに博士後期課程（二次募集）の出願書類を変更する。

変更理由は、出願資格において従来の内容は曖昧な部分があったため、より具体化することにより、被推薦者の出願資格を明確にするためである。受験科目の変更は、英語科目において、昨年度の入試で音飛びなどの機材の不良によるトラブルが発生したため、入試ミスの回避をするためである。また、出願しやすい形式とすることで、志願者確保に努める。

具体的な変更内容は、出願資格を、食品栄養科学部食品生命科学科又は栄養生命科学科を卒業見込みであること及び卒業に必要な必修科目単位数において、3年次までに配当された科目をすべて修得している者とする。ただし、現在の指導教員が出願者の学力・探究心等について、責任を持って推薦できるという点を具体的に明示する。受験科目は、英語に関する受験科目の変更を行うものであり、博士前期課程（一次募集）について、二次募集に合わせ、現地での試験を実施せず、事前に TOEIC 又は TOEFL などの英語能力判定テストスコアシートを提出する内容に変更する。なお、博士後期課程についても同様の変更とする。

ホームページ掲載案は、資料のとおりとする。

審議事項（4）について提案のとおり承認された。

(5) 薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻 博士前期課程（二次募集）及び博士後期課程（全選抜）並びに環境科学専攻 博士後期課程（全選抜）におけるオンライン試験の正式導入（説明者：三浦委員）

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い、その間の試験方法は、面接などをオンラインで実施してきた。

本試験方法は、新型コロナウイルス感染拡大に対応するための特例措置として扱ってきたが、海外在住の受験者にとっては非常にメリットがあり、感染拡大終息後も海外からの受験者を対象にオンライン入試を継続するため、本試験方法を正式導入する。

具体的な試験実施概要について、博士前期課程（二次募集）食品栄養科学専攻では、海外在住の日本人及び海外在住の外国人を対象に、口頭試問を原則対面としているが、志願者が出願受付期間前に、事前に志望指導教員に相談し、試験当日の良好な通信環境を準備できることを条件とし、オンラインによる口頭試問を認める。博士後期課程（一次募集・秋季入学・二次募集）について、食品栄養科学専攻は、前述の博士前期課程と同様とする。また、環境科学専攻は、海外在住の外国人を対象に、受験科目の科学英語について、同条件を確保できる場合に限り、オンラインによる口頭試問を認める。

審議事項（5）について提案のとおり承認された。

(6) 令和8年度 短期大学部入学者選抜（社会福祉学科・介護福祉専攻）に係る内容変更
(説明者：小林短期大学部副部長)

学生確保のため、当該専攻に係る入学者選抜の内容を変更する。

具体的には、入学者数の減少を背景に内容の変更を検討し、年内入試で学生を確

保するべく、各選抜の募集人員を変更する。

総合型選抜は、10人から20人程度に変更する。学校推薦型選抜は、20人程度から15人程度に変更する。一般選抜は、20人から15人に変更する。

現在の入学者は、大半が総合型選抜における入学者であり、安定的に確保できている。一方、学校推薦型選抜及び一般選抜における入学者数は非常に少ないという実態を踏まえ、総合型選抜の募集人員を10人増やし、他の2つの選抜については、各5人減らすという変更を行う。

また、学校推薦型選抜の選抜実施方法について、小論文のテーマを事前に募集要項で提示する形に変更する。変更のメリットは、主体的な学びを深め、意欲を高めることが挙げられる。

なお、私費外国人留学生特別選抜についても、留学生の受験生を増やすべく、選抜実施方法を変更する。具体的には、受験科目における小論文について、事前に文字数やルビ、形式等のサンプルを公開し、事前に試験に関するイメージを可能とする。その他、TOEFLの成績提出としていたものを日本語能力試験に変更し、受験生にとってより馴染みのある試験に変更する。

入試においては、「2年前ルール」があるが、本件は、募集人員の総数の変更ではなく、全体的に受験生にとって不利にはたらく影響はないという判断の下、1年前の告示でも問題ない旨、文部科学省に事前確認が取れたため、令和8年度入学者選抜からの変更とする。

審議事項（6）について提案のとおり承認された。

（7）令和7年度 冬期休業期間の臨時変更（静岡県立大学短期大学部）

（説明者：仲井委員）

令和7年度の静岡県立大学における授業時間確保のため、変則授業に対応するべく、令和6年12月教育研究審議会において、静岡県立大学の冬期休業期間の臨時変更について承認された。

上記について、短期大学部では当該年度の授業時間は確保されているため、臨時変更の予定はなかったが、同会議後、静岡県公立大学法人として冬期休業期間を統一する旨の指示があったため、短期大学部についても同様の対応を取る。

具体的には、通常冬期休業期間を1日前倒し、12月28日から1月4日までとする。

審議事項（7）について提案のとおり承認された。

（8）客員教授等の称号付与の推薦（薬学部13件）（説明者：石川委員）

薬学部における客員教授等の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（8）について提案のとおり承認された。

（9）客員教授の称号付与の推薦（経営情報学部2件）（説明者：六井委員）

経営情報学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（9）について提案のとおり承認された。

- (10) 客員教授等の称号付与の推薦（食品栄養環境科学研究所2件）（説明者：三浦委員）
食品栄養環境科学研究所における客員教授等の称号付与について、本学共同研究
教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（10）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

- (1) 研究データ管理ポリシーの詳細項目（説明者：酒井敏委員）

令和6年10月1日施行の研究データ管理ポリシーの具体的な運用に当たり、研究
データ管理専門部会において詳細項目を3点制定したため報告する。

1点目は、「研究データ管理ポリシーの解説」であり、ポリシーの内容について解
説したものである。

2点目は、「研究データの保存等に関するガイドライン」であり、具体的な運用方
法のガイドラインを定めたものである。

3点目は、「各学部科における研究データ管理・公開実施要領」であり、各学部科
で要領を検討の上、教授会等で決定し、3月の教育研究審議会において各部局から
決定した内容について報告をお願いします。

（説明者：轟木委員）

「研究データ管理ポリシーの解説」は、ポリシーの解説及びポリシー策定の背景
が明示されている。大半は、既ガイドラインとして定められているものを基に作成
している。

解説では、本ポリシーの対象となる「研究者」、「研究データ」、「研究データ管理」
について定義が示されている。また、「第3 研究者の責務」では、「1 研究デー
タの取得・収集、保存」、「2 研究データの公開・利活用」に関して、研究実施前
に策定する研究データ管理計画に沿って管理することについて明記している。具
体的には、「(2) 研究データの公開・利活用」において、オープンサイエンス推進の
観点から FAIR（フェア）原則があり、データの共有・公開時に考慮すべき原則が世
界的に広がっており、当該原則に沿って対応するよう解説している。「第4 大学の
責務」では、本法人は、研究データ管理を支援する環境の整備を推進するとしてお
り、「(1) データ管理のプラットフォームを提供」において、教育研究推進部、情
報センター、附属図書館がオンラインでのデータ共有又は公開に関するプラットフ
ォームとなる。「(2) 研究データのメタデータ作成を支援」について、附属図書館
が担当となり、主には機関リポジトリを利活用する。

研究データの保存等に関するガイドラインにおいて、「第1 基本的な考え方」の
次年度から特に強調される部分は、公的な資金によって実施された研究で生み出さ
れた成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、
それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示する又は利活用できるようにする
という点である。また、「第4 保存期間」について、数値データ等の「資料」の保
存期間は、原則として成果発表後10年間とし、サンプル等の「試料」及び「機器装
置」の保存期間は、原則として成果発表後5年間とする。「第5 保存方法」は、研
究データ管理・公開実施要領において各部局で定め、それに沿って対応する。

研究データ管理・公開実施要領は、データ種類、保存方法及び管理責任者等が部
局により異なるため、雛形を参考に制定をお願いします。

<意見>

- ・本件に係る背景について、追加の説明をお願いします。（議長）

<回答>

・令和3年に、第6期科学技術・イノベーション基本計画が閣議決定され、令和6年2月に、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針が統合イノベーション戦略推進会議で決定されたため、研究データの公開・利活用又は研究データの管理等に関して、本学の研究データの保存等に関するガイドラインや研究データ管理ポリシー、各部局における研究データ管理・公開実施要領制定等の対応について検討する方向性となった。(説明者)

<意見>

・大学におけるポリシーを決定する場合、教育研究審議会等の議決は不要か。(議長)

<回答>

・基本的には、データ管理専門部会で審議の上決定し、理事長の承認を得て制定するという位置付けで理解をしている。(説明者)

<意見>

・本件の内容は、非常に難しい話であり、改めてよく確認いただく方が良いと思う。また、根拠となる法令等があれば、それについても触れる必要がある。

また、本件に関する各大学の対応状況についても文科省から調査が入る可能性もあることから、理事長が勝手に決定したというのではなく、大学の会議において議決しておく必要がある。

本件は、次月以降の教育研究審議会で議決することとし、今回は、内容や背景に関する報告という位置付けとする。(議長)

【発言訂正】

・会議終了後の令和7年2月3日、本件について、教育研究推進部長及び地域・産学連携推進室長が議長に対して説明し、前提となる認識に誤謬があったことから、発言を訂正するものである。

・本学における「研究データ管理ポリシー」は、令和6年9月19日の教育研究審議会で審議の上、承認され、同年10月1日付けで既に制定されていること。また、今回の報告案件は、同ポリシーの下位として位置づける「逐条解説」や「各学部での運用方法」について報告するものであった。

・当該発言の前提として、ポリシー制定の事実を誤認があり、同審議がなされないうまま、本件の報告がされたものとの誤認識があった。

・以上により、本件は当初のとおり、審議事項ではなく報告事項とする。

・なお、「静岡県公立大学法人の規則等の基準に関する規則(規則22号)」に基づき、決裁を取得の上、適正に制定する。

(2) 静岡県立大学発ベンチャーの認定(第13号)(説明者:酒井敏委員)

本学看護学部の学生が設立した企業「株式会社なまけもの」が、静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程により、本学大学発ベンチャーに認定されたため報告する。

本学におけるベンチャーは、本件で13件目であるが、初めての学生ベンチャーである。

大学発ベンチャーの認定と合わせ、インキュベーション室「県大Base」への入居申請を受けたため、賃貸借契約書を締結の上、令和6年12月4日に貸与した。

<意見>

・同社代表者から、本組織に関する公認サークル申請書が出ていたが、大学発ベンチャーであるため、公認サークルとしての手当は不要という理解で良いか。(委員)

<回答>

- ・サークルについては、把握していないため分からない。(説明者)
- ・会社とサークルは別に存在していると承知している。今回起業された会社とサークル組織は、活動を別で行っており、同社の営利活動とは別のリーダーが動いていると承知している。(藤村教育研究推進部長)

<意見>

- ・公認サークルとした場合には活動費の支給を行うが、サークルとベンチャーは別組織として存続するということが良いか。(委員)

<回答>

- ・その認識であるが、サークルの代表者にも確認をいただければと思う。
(藤村教育研究推進部長)

<意見>

- ・サークルにおいては、活動2年目の今年に公認サークルに関する審査があり、審査前にベンチャーが立ち上がったため、株式会社に対しての運営資金ではないかの確認をした。(委員)

<回答>

- ・全く別組織で動くと考えている。(藤村教育研究推進部長)

(3) 大学院学生への学長賞授与に係る受賞候補者推薦依頼

(説明者：大島経営戦略部長)

大学院学生への学長賞授与に関して、学部長、研究科長の先生方に、今年度の受賞候補者の推薦を依頼する。

学長賞受賞対象者の要件は、要項に定めたとおりであり、推薦人数は、各研究科1名程度、学府は2名程度とする。なお、該当者がいない場合は、該当者なしとの回答で構わない。推薦する候補者は、令和6年度に研究科等を卒業予定の学生のうち、学長賞受賞にふさわしい学生の選考をお願いする。

報告期限は、令和7年2月27日17時までとし、メールで推薦書を添付の上、事務局経営財務室まで提出をお願いする。なお、推薦書様式は、本会議終了後に事務局から教員宛てに要項と併せてメールで送付する。

推薦書の受付後は、3月上旬に学長を中心とした選考を経て受賞者を決定し、同年3月19日の学位記授与式で学長から授与する。

3 その他事項

(1) 研究室における秘密情報管理規程整備に係る対応(説明者：藤村教育研究推進部長)

秘密情報管理規程整備に係る対応について、説明及び依頼する。

大学等の企業との産学連携活動では、企業から秘密保持すべき情報が学内に持ち込まれるため、大学においても、このような秘密情報管理への適切な管理が求められている。万が一情報が教職員により不正に使用された場合、教職員の責任は当然のこと、大学の責任も問われ、社会的信頼が損なわれることになるため、大学における秘密情報管理のルールを定め、ルールを守るための体制整備が必要となる。

国は、不正競争防止法による保護を受けられるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして、平成27年1月に「営業秘密管理指針」を全部改訂した。また、不正競争防止法では、企業の持つ大事な情報が不正に持ち出されるなどの被害があった場合、民事上・刑事上の措置をとることが可能であるが、大事な情報とは、不正防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要とされている。

それらの状況を踏まえ、本学では、個別の共同研究等契約書、秘密保持契約書により、契約相手方企業と本学との間の秘密保持については規定しているが、大学に

持ち込まれた秘密情報を管理する学内の体制、具体的な管理方法に関する規程の整備はされていないため、企業からの秘密情報を取り扱う研究室における秘密情報管理指針を規程により定め、学内での機密情報管理を徹底する。

主な規程事項は、「① 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定」、「② 秘密情報の分類、情報漏洩対策の選択及びルール化」、「③ 秘密情報の管理に係る学内体制」、「④ 秘密情報管理における学生等の扱い」の4項目である。

スケジュールは、令和7年3月12日までに各部局で意見を聴取し、規程案を固めることとし、3月の教育研究審議会で規程案を付議する。

依頼事項は、各部局において規程整備に関する意見聴取し、とりまとめの上、地域・産学連携推進室まで報告をお願いする。なお、本会議終了後に別途依頼を送付する。

参考資料として、先行して規定している国立大学等の研究データ管理に関する規程及び事務局で作成した秘密情報の管理に関する規程のたたき台を掲載しているが、各部局の意見を集約した上で内容を固め、細かい文言や様式は3月までに整合性がとれるよう調整し、規程案を作成するため、検討をお願いする。

<補足説明>

・規程は、大学によって内容が異なるため、まとめるのはかなり難しいかと思うが、どの部分が重要でどの部分が不要となるか、十分に見極め、判断をいただきたい。また、恐らく本件についても規程等の整備がされているかの調査があると思うので、本学も早期に規定化する必要がある。(議長)

4 学部・研究科等における取組報告について

① 附属図書館（説明者：轟木委員）

附属図書館の利用状況は、入館者数、貸出冊数ともに、コロナ禍前の約3分の2まで回復した状況であるが、コロナ禍以降は、インターネット上の情報を利用する機会が増え、図書館の利用方法の変遷があるため、今後は利用者にとって使いやすい施設・設備の整備を継続して進め、デジタルリソースの充実を図るなど、オンライン上のサービス機能拡充を推進していく必要がある。

図書館運営情報について、学生及び教員の意向を反映した選書としている。また、従来の本学教員著作物は、資料収集方針に沿って教員へ寄贈の依頼をしてきたが、教職員や学外者に対して寄贈申出があった際の要領はなかったため、本年度、静岡県立大学附属図書館寄贈資料取扱要領を制定した。学生への情報リテラシー向上支援の活動は、例年、新入生ガイダンスに加え、図書館活用講座、新ゼミ生向け講習会、情報検索実習、オーダーメイド講習会、サイファインダー説明会など、学生や教職員のニーズに合わせて実施している。オーダーメイド講習会では、研究室単位又はゼミ単位で、図書館スタッフによる論文や電子ジャーナル、データベースの検索などの使い方を指導するため、積極的に活用していただきたい。その他、機関リポジトリの整備と利活用の推進は、本年度の機関リポジトリ内登録論文が12月31日時点で1,078件あり、第三期中期目標登録件数を達成した。現在は、科研費課題や公的資金などの成果報告書のリンクを行っており、今後の本学におけるオープンアクセス化に向け、教員の論文、研究資料、データの一部登録などを進め、本学の知的財産の公開と利活用に繋げる。

本年度は、新たに利用者アンケート調査を実施した。本調査の趣旨は、利用者のニーズを正確に把握し、図書館のサービス及び施設の改善を進め、満足度向上に繋げることを狙いとしている。今回のアンケートでは354件の回答があり、多くの利用者が自立的学習の場、安息の場として、図書館の利用に満足しているとの意見が

あった。一方で、ネットワーク環境や電子ジャーナルなどの整備に関しては、Wi-Fi環境、空調の快適さ、電子資料の充実度に不満を感じているとの回答が多かった。本アンケートは隔年で実施し、今後の図書館の改善に向けた資料として利用していく。本結果は、学内のホームページから確認できるため、確認をいただきたい。

生涯健康科学ジャーナルは、昨年度末から創刊し、学内だけでなく、J-STAGEにも公開されているオープンアクセスジャーナルである。本件は、医中誌 Web から検索が可能であり、他学会等の雑誌と同じ扱いとしている。なお、令和7年3月末に第3号が発刊される予定であり、学部を問わず投稿可能であることから、積極的に投稿いただければと思う。

課題は、研究力向上及び学びの質向上に資する学術資料の整備として、電子ジャーナルの価格高騰を受け、予算内でいかに必要なものを確保し、利用するかという点が課題になる。また、教育や学習支援のための利用環境の整備及びサービスの提供では、学術論文のオープン化に対応するなど、来年度からの本格的稼働に向けた準備が必要になる。その他、図書館施設及びWi-Fi等のネットワーク環境の整備は、施設・設備老朽化の対応、学びのスペースとしての学習環境、空調施設の改善が必要となる。また、今後の図書館運営上、様々なコンテンツサービスを提供していく必要があるため、人材育成及び確保が必要となる。

② 短期大学部附属図書館（説明者：鈴木委員）

短期大学附属図書館は、学生の学習、教育支援及び教職員の研究活動支援を目的とし、保健・医療・福祉・幼児・教育分野の専門職養成という本学の特性に沿った資料の収集及び快適な学習の場を整備し、県立大学附属図書館小鹿図書館として、草薙図書館と連携して機能する運営としている。

図書館利用状況は、コロナ禍前の利用状況まで回復していないが、学内者向けイベントの拡充や学外者の利用促進を図るためのイベント企画等に積極的に取り組んでおり、貸出冊数や学外者の入館者数は増加傾向にある。

図書館運営状況は、学習・研究支援、環境整備として、資料の充実に努めており、蔵書数は約11万冊、主な蔵書構成は、医学や歯学を含む自然科学分野が40%、福祉・教育を含む社会科学分野が25%となっており、2つの分野が全体の65%を占めている。図書以外では、グループ閲覧室3室、ノートパソコンの貸出を行っており、授業以外の利用においては、アクティブラーニングスペースとしても活用されている。その他、情報リテラシー向上の取組は、4月の新入学生全体ガイダンス時やゼミごとの文献検索講座の実施により対応している。また、調査研究力向上を目的としたオーダーメイド講習会を随時実施している。

利用環境整備及びサービス提供利用促進は、草薙図書館との相互協力によるシステムの共用により、蔵書一括検索やシステムからの蔵書取寄依頼、貸出返却等を可能としている。また、2キャンパス合同学生選書ツアー、館内特集展示、教員による私の一冊の展示、こども学科連携「世界のバリアフリー児童図書館展」、SNS情報発信等、活発に展示・広報を行い、資料紹介や利用促進に努めている。今年度からは、学生や教職員からおすすめ本とテーマを募集し、中身を隠したラッピング貸出をするという新企画「小鹿図書館シークレットブックフェア」を実施し、利用促進を図る取組を開始し、貸出冊数、利用者数共に前年を上回る結果となった。

地域貢献として、学外者の利用には、ホスピタルプレイスペシャリスト養成講座の受講生や卒業生、調査研究目的の社会人などがあり、医学分野や新着以外の図書の貸出サービスを行っている。また、夏休み期間等を利用して様々なイベント等と接続したオープンライブラリーのほか、今年度の新たな取組として、来館した子供、親子を対象とした「ちいゆるおはなし会」を開催した。オープンライブラリーの利

用人数は延べ68人である。

今後の課題と展望について、4点報告する。

1点目は、情報リテラシー教育の推進として、ガイダンスのほか、オーダーメイド講習、文献検索講座の内容の充実を図ること。

2点目は、地域貢献の推進として、調査研究やリカレント教育を目的とした学外者のために広報、サービス展開すること。

3点目は、書庫狭隘化に伴う資料整理として、昨年度は825冊の除却を行ったが、今年度もスペース確保に努め、引き続き対応を進めること。

4点目は、短大部研究紀要について、今年度は、査読の導入及び倫理的配慮の徹底を盛り込んだ研究紀要として、細則及び投稿要領を改正し、原稿募集を再開した。また、短期大学部教員の業績一覧、外部資金採択一覧なども毎年公開しており、今後も短期大学部の研究成果の蓄積と発信を行う。

5 その他

(1) 公立大学協会学長会議内容の周知（北朝鮮関連）（説明者：今井議長）

昨日の公立大学協会学長会議により、特に強調された内容があったため、情報共有する。

内容は、北朝鮮との科学技術協力の原則停止について、文科省大臣官房国際課から説明があった。

具体的には、国際連合安全保障理事会決議第2321号により、厳格な内容が示されており、特に、本決議主文11において、原則として「北朝鮮より公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」としている。なお、国際連合の決定に従わず、前述のような内容が発覚した場合、国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書に掲載され、大学の評判が落ちるといことが想定される。また、直接研究を実施するという内容だけでなく、北朝鮮の研究者が関わる共同研究、共同発表論文に対しても、同組織が大学等へ直接問い合わせをするなどの調査を行う可能性があると分かっている。

本件の事例として、北朝鮮籍の研究者が含まれる共著論文の共同著者として、名前を勝手に使われたというケースが実際にあり、昨年11月28日の日本経済新聞（電子版）に掲載されているとの話があったため、論文執筆前には必ず共著者の確認をすることについて、学内のすべての研究者に周知するよう、強い依頼があった。

昨年3月に公表された理事会の北朝鮮制裁委員会専門家パネルの報告書にも、無形技術移転に対して調査すること、北朝鮮の大学と海外大学との間の友好及び協力に関する合意文書の署名が行われているかどうか、海外の研究機関で雇用された北朝鮮籍研究者の動向に関する情報などについて調査することの記載がある。この他、多国間の国際的な共著論文を執筆する場合は、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係がないとしても、意図せず共著者となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応していただくよう、すべての研究者に周知をお願いするという内容が明示されている。

以上の資料は、後ほど全教員に配付するため、確認をお願いする。

(2) 学外委員からの意見

① 花岡委員

特にありません。

② 酒井公夫委員

今年4月から育児・介護休業法が改正される。

主な改正は介護による休業部分であるが、その背景は、介護離職という介護をするために離職する労働者が全国で現在 10 万人規模いるということであり、それを防止するために法律が改正されるということである。

本件は、民間企業だけでなく、貴法人としても同様に求められることだと思いうため、情報共有のため、本内容について報告する。

内容は、介護休業制度に関する情報を社員に周知徹底すること及び相談を受けるための窓口を設置することが企業に義務づけられるというものである。内容の周知は、社員が 40 歳を迎える頃を目安に、本制度の説明をすることが必須になるということであるが、企業としては制度を作り、例えば、広報等で流す程度では対応が不十分とされるようであり、具体的に、社員や従業員から相談された際に、担当窓口が関わり、相談にのることが求められるため、業務レベルとしてはかなり高く、各企業の人事又は総務担当者が介護制度の細かい点、難しい点についてどこまで理解するのかが問題になっている。

例えば、従業員の親がそのような状況になった場合、介護の認定取得までの手続きなどについて相談を受けた担当者（窓口）がサポートを行う必要があり、それに伴い、組織としての介護制度を説明することが求められる。

本件について、弊社では、制度説明、具体的な支援・アドバイスを各企業の従業員に対して行うということをビジネスとして取り入れることを考えている。本件に最も適しているのはケアマネージャーであり、弊社ではケアマネージャーが複数在籍しているため、その人材を中心とした各企業の介護相談を行うに当たり、営業を開始したので、参考として紹介する。

<意見>

- ・介護の問題は、大学にとっても大きな問題であり、非常に役に立つと思う。(議長)

担当：経営財務室 市野 雄基